

拠点校方式による部活動 自転車利用について

- 1 道路交通法上の規則や交通マナーを遵守し、安全運転をすること。
- 2 信号を遵守すること。傘さし運転や二人乗りをしないこと。又、並走運転をしないこと。
- 3 自転車運転が許可された歩道を運転する場合、歩行者の安全を第一に考え、安全に停まれるスピードを守り徐行すること。
- 4 夜間に運転する場合は、ライトを必ず付けて走行すること。
- 5 「ながら運転」の罰則が強化されたことについても理解し、「ながら運転」をしないこと。
- 6 過度な疲労、病気、服薬その他の影響で、正常な運転に支障をきたす恐れがある場合は、絶対に運転をしないこと。
- 7 自転車は決められた場所に駐輪し、整理整頓に心掛けること。また違法駐輪はしないこと。
- 8 自転車には、必ず施錠して駐輪すること。
- 9 定期的に自転車の安全点検を実施すること。
- 10 自転車を運転する際は、ヘルメットを着用する努力義務が規定されていることを理解し、必ずヘルメットを着用すること。
- 11 未成年者が自転車を利用する際には、その保護者に自転車損害賠償保険等への加入が義務付けられていることを理解し、保険等の加入をすること。

令和 年 月 日

保護者名

(自筆)